

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和5年度広域連合長会議

日時：令和5年6月7日（水）15:00～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

## [ 次 第 ]

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事	(ページ)
	(1) 令和4年度事業報告について	…………… 1
	(2) 令和4年度決算について	…………… 3
	(3) 令和5年度事業計画(案)について	…………… 7
	(4) 令和5年度予算(案)について	…………… 9
	(5) 役員を選任について	…………… 11
	(6) 要望書(案)について	…………… 13
4	来賓紹介及び挨拶	
5	要望書手交	
6	厚生労働省との意見交換	
7	閉会	

### <参考資料：別冊>

- 1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約
- 2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿
- 3 全国広域連合長等名簿
- 4 全国広域連合所在地等一覧

## 議事（１）

### 令和４年度事業報告について

## 令和4年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

令和4年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

### 1 広域連合の意見集約

国等に対して広域連合の考えを示すため、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月1日、11月17日提出）
- (2) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

### 2 広域連合としての意見表明

- (1) 必要な制度改善について国等へ要望した。  
要望書手交（6月1日、11月17日）

- (2) 審議会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。

- ① 社会保障審議会医療保険部会（5月25日～3月23日 計14回）
- ② オンライン資格確認等検討会議（4月28日、7月11日 計2回）
- ③ 電子処方箋推進会議（9月2日、10月28日、3月10日 計3回）
- ④ 日本健康会議（10月4日）
- ⑤ 保険者による健診・保健指導等に関する検討会  
（3月30日 オンライン開催）
- ⑥ 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ  
（8月24日、3月13日 オンライン開催 計2回）
- ⑦ 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会  
（4月25日、10月12日、3月29日 オンライン開催 計3回）
- ⑧ 広域連合標準システム研究会（第40回～45回 オンライン開催 計6回）
- ⑨ 保険者協議会中央連絡会（3月15日 オンライン開催）

### 3 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（6月1日）
- (2) 幹事会（第1回 5月26日、第2回 10月27日開催）
- (3) 高齢者医療課との意見交換会 オンライン開催  
（5月11日、5月23日、9月7日、10月25日、1月10日、2月6日、  
3月24日）

### 4 地域ブロック協議会の活動

国に対する要望事項や懸案事項等を協議するため、地域ブロック毎に諸会議を行った。

## 議事（2）

### 令和4年度決算について

令和4年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

・収入済額 5,039,817円

・支出済額 2,150,218円

・差引残高 2,889,599円

(差引残高は、令和5年度へ繰り越すものとする。)

収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較	備 考
01 分担金及び負担金	940,000	940,000	0	
01 分担金	940,000	940,000	0	
01 分担金	940,000	940,000	0	
01 分担金	940,000	940,000	0	均等割分担金(20,000円×47団体)
02 繰越金	4,099,000	4,099,787	787	
01 繰越金	4,099,000	4,099,787	787	
01 繰越金	4,099,000	4,099,787	787	
01 前年度繰越金	4,099,000	4,099,787	787	
03 諸収入	2,000	30	△ 1,970	
01 預金利子	1,000	30	△ 970	
01 預金利子	1,000	30	△ 970	
01 預金利子	1,000	30	△ 970	預金利子
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
合 計	5,041,000	5,039,817	△ 1,183	

支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	不用額	備 考
01 会議費	2,183,000	1,670,592	512,408	
01 会議費	2,183,000	1,670,592	512,408	
01 広域連合長会議費	1,198,000	996,287	201,713	
08 旅費	738,000	563,548	174,452	
10 需用費	103,000	82,818	20,182	
11 役務費	19,000	15,673	3,327	
13 使用料及び賃借料	338,000	334,248	3,752	
02 幹事会費	985,000	674,305	310,695	幹事会(2回開催分)
08 旅費	907,000	658,660	248,340	
10 需用費	10,000	9,650	350	
11 役務費	8,000	5,995	2,005	
13 使用料及び賃借料	60,000	0	60,000	
02 総務費	991,000	479,626	511,374	
01 総務管理費	991,000	479,626	511,374	
01 一般管理費	991,000	479,626	511,374	
08 旅費	814,000	372,506	441,494	幹事要望活動
10 需用費	35,000	15,330	19,670	
11 役務費	25,000	13,319	11,681	
13 使用料及び賃借料	71,000	70,154	846	
17 備品購入費	30,000	0	30,000	
18 負担金、補助及び交付金	16,000	8,317	7,683	
03 予備費	1,867,000	0	1,867,000	
01 予備費	1,867,000	0	1,867,000	
01 予備費	1,867,000	0	1,867,000	
合 計	5,041,000	2,150,218	2,890,782	

## 意見書

令和4年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和5年4月27日

監事 北海道後期高齢者医療広域連合

広域連合長 原 田 裕 

令和5年4月21日

監事 和歌山県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 尾花正啓 



## 議事（3）

令和5年度事業計画(案)に  
ついて

# 令和5年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

## 1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

## 2 事業計画

### （1）広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

### （2）広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

### （3）会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回）  
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。  
なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：2回）  
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。  
なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）  
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

### （4）地域ブロック協議会の活動

各広域連合が抱える様々な課題の解決を図るため、意見交換を行い、諸会議を開催する。

### （5）その他、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展に必要な事業

## 議事（４）

令和５年度予算(案)について

## 令和5年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

### 収入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 分担金及び負担金	1,410	940	470	
01 分担金	1,410	940	470	
01 分担金	1,410	940	470	
01 分担金	1,410	940	470	均等割分30,000円*47団体
02 繰越金	2,889	4,099	△ 1,210	
01 繰越金	2,889	4,099	△ 1,210	
01 繰越金	2,889	4,099	△ 1,210	
01 前年度繰越金	2,889	4,099	△ 1,210	
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
<b>合 計</b>	4,301	5,041	△ 740	

### 支出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	2,396	2,183	213	
01 会議費	2,396	2,183	213	
01 広域連合長会議費	1,357	1,198	159	
08 旅費	884	738	146	広域連合長会議旅費（1回）
10 需用費	105	103	2	消耗品費等
11 役務費	20	19	1	会議資料郵送料
13 使用料及び賃借料	348	338	10	会場使用料等
02 幹事会費	1,039	985	54	
08 旅費	961	907	54	幹事会旅費（2回）
10 需用費	10	10	0	消耗品費
11 役務費	8	8	0	振込手数料
13 使用料及び賃借料	60	60	0	会場使用料
02 総務費	1,160	991	169	
01 総務管理費	1,160	991	169	
01 一般管理費	1,160	991	169	
08 旅費	973	814	159	審議会等旅費
10 需用費	35	35	0	消耗品費
11 役務費	26	25	1	通信運搬費・振込手数料
13 使用料及び賃借料	80	71	9	
17 備品購入費	30	30	0	
18 負担金、補助及び交付金	16	16	0	保険者協議会中央連絡会会議運営経費負担金
03 予備費	745	1,867	△ 1,122	
01 予備費	745	1,867	△ 1,122	
01 予備費	745	1,867	△ 1,122	
<b>合 計</b>	4,301	5,041	△ 740	

## 議事（５）

### 役員を選任について

# 役員 の 選 任 に つ い て

## 全国後期高齢者医療広域連合協議会次期役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よ こ お と し ひ こ 横 尾 俊 彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	し み づ ま さ よ し 清 水 聖 義 (太田市長)	関東・信越ブロック (群馬県広域連合)
	か く だ ゆ う き 角 田 悠 紀 (高岡市長)	東海・北陸ブロック (富山県広域連合)
	な い と う さ わ こ 内 藤 佐 和 子 (徳島市長)	中国・四国ブロック (徳島県広域連合)
監事	ほ づ み も と む し 穂 積 志 (秋田市長)	北海道・東北ブロック (秋田県広域連合)
	ひ が し む ら し ん い ち 東 村 新 一 (福井市長)	近畿ブロック (福井県広域連合)

## 議事（6）

### 要望書（案）について

## 後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

### 記

#### 1 マイナンバー制度関連について

- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、以下のことについて要望する。
  - ア 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、すべての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計し、今後のスケジュールやスキームについて早期に示すこと。
  - イ 訪問診療や柔整、あはき等を含む全ての医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすること。
  - ウ やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること。
  - エ オンライン資格確認による限度額適用認定等を原則とし、限度額適用認定証等を廃止すること。
  - オ 被保険者や医療機関等に対しては、国の責任において丁寧な説明及び周知広報を行うとともに、国は、コールセンターを設置し、できるだけ長い期間継続すること。
  - カ 制度改正に当たっては、保険者に過度な負担を課すことのないようにするとともに、制度改正に伴う経費について全額財政支援の対象とすること。
- (2) マイナンバーカード未取得者に対する交付申請書等の送付は、申請者の利便性を鑑み、年齢に関わらず地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から対象者へ一律に送付されるよう関係省庁と調整すること。

#### 2 標準システム関連について

- (1) 標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修費用並びにクラウド化に伴い増加する運用経費等について、以下のことを要望する。
  - ア 標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修費用について、全額、国の財政支援を行うこと。
  - イ 国の方針として決定された次期標準システムのクラウド化については、国が説明するコストメリットと相反し運用経費等の増加が見込まれることから、増加する運営経費等については、全額、国による財政支援を行うこと。

ウ 次期標準システムの運用経費が現行システムの運用経費より確実に削減されるよう、方策を講じること。

(2) 次期標準システムの開発遅延によって生じるかかり増し経費については、全額を国庫で負担すること。

また、これ以上開発遅延が起らないように体制を強化すること。

(3) 今後、後期高齢者医療制度に関連するシステムのクラウドについては、安全かつ安定的な運営のため、国において国内企業によるクラウドサービスの整備を早急に実施できるよう関係省庁と調整に努めること。

### 3 窓口負担関係について

窓口負担の見直しで特に中間所得層の負担感が増しているなか、今後の窓口負担のあり方については、2割負担導入の影響や後期高齢者の生活実態を把握し、短期間のうちに基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないこと。

また、3年間の配慮措置の期間経過を見据え、被保険者が安心して受診できる環境の維持・整備を国の責任において検討すること。

### 4 財政関係について

後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営に必要な財政支援について、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の割合の見直しを行うとともに、保険料の増加抑制に財政安定化基金を活用できる仕組みを継続するなど、高齢者にとって過剰な負担増とならないよう対策を講ずること。

また、国保総合システムの更改に当たり、システムが極めて公共性の高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、保険者に新たな財政負担が生じないように引き続き十分な財政措置を行うこと。

### 5 保健事業について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、安定的かつ継続的な実施ができるよう、財政支援の拡充及び恒久化を行うとともに、事業を担う医療専門職（保健師等）の確保に向けた支援を行うこと。

### 6 医療保険制度改革について

国が進めている医療保険制度改革は、後期高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことから、被保険者の負担能力に応じた適切な制度設計を行うことに努めるとともに、対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は政策的な決定であるため、その費用は国が財政措置を行うこと。

また、制度改革の目的や内容、保険料負担への影響等について、国は被保険者等に対し、分かりやすい内容のリーフレット等により十分な周知・広報を図ること。なお、広域連合とその構成市区町村が周知・広報を行った場合に要する費用については、国による財政支援を確実に実施すること。

## 7 保険料の軽減措置について

保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるように、制度面及び法制面の課題を解決し、国民健康保険制度の改正と合わせて実施すること。

## 8 制度運営体制について

骨太方針 2022 において、中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、持続可能で効率的な運営が可能となるよう、その進捗状況及び今後の見通しを情報提供すること。

また、生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要である。制度の維持及び財政の安定化を図るため、現行の医療扶助の維持を求める。

さらに、広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、地方財政措置の充実を図り、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

## 9 大規模災害などについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和 5 年度以降も引き続き継続すること。

また、令和 5 年度から減免及び免除が段階的に見直されるに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

## 10 金融所得や金融資産の保有状況を勘案した制度設計について

令和 5 年 5 月 11 日の参議院厚生労働委員会において、「金融資産・金融所得を含む能力に応じた負担のあり方や保険給付のあり方等について、税制も含めた総合的な検討に着手」することなどを政府に求める附帯決議が採択されているが、後期高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、慎重な検討を行うこととし、性急な導入を行わないこと。

## 11 新型コロナウイルス感染症対策関連について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2 類相当」から「5 類」へ引き下げられたが、高齢者は重症化しやすく医療費負担が大きくなりかねないため、一定の公費負担を継続するとともに、ワクチン接種も必要に応じて公費負担とすること。

また、高齢者が安心して、適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を行うとともに、人材確保に努めること。

以上

令和 5 年 6 月 7 日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾 俊彦



